であるときに限る。）において、保険契約の締結後に当該輸出保証の相手方から保証債務の履行の請求を受け、保証の条件に従いこれを履行したことにより受けた損失に限る。）、法第六十六条第二項の損失（同項第四号又は第五号のいずれかに該当する事由により受けた損失に限る。）、法第六十九条第二項の損失（同項第五号に該当する事由により受けた損失に限る。）又は法第七十一条第二項の損失（同項第四号又は第五号のいずれかに該当する事由により受けた損失に限る。）が生じた場合

二　輸出手形保険について銀行等が荷為替手形の満期において支払を受けることができなかった場合又は荷為替手形につき遡求を受けて支払った場合（荷為替手形の振出人の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）

4　この省令において「非常事故代位見込債権」とは、貿易保険法施行規則（平成十三年経済産業省令第百五号）第十一条第一項各号に掲げる保険金等の支払（第二項第一号又は第二号に掲げる場合におけるものに限る。）に関して会社が法第四十二条の規定により取得することが見込まれる権利のうち金銭債権であって、外国政府等に対するものをいう。

5　この省令において「信用事故代位見込債権」とは、貿易保険法施行規則第十一条第一項各号に掲げる保険金等の支払（第三項第一号又は第二号に掲げる場合におけるものに限る。）に関して会社が法第四十二条の規定により取得することが見込まれる権利のうち金銭債権であって、外国政府等以外の者に対するものをいう。

6　この省令において「譲受債権」とは、会社が保険契約者又は被保険者から譲り受けた外国政府等に対する金銭債権（貿易保険の保険契約に関するものに限る。）をいう。

（遵守義務）

**第三条**　会社は、この省令の定めるところにより、その会計を整理しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、経済産業大臣の承認を受けて、この省令の定めるところと異なる整理をすることができる。

（会計原則）

**第四条**　会社は、次に掲げる基準に従ってその会計を処理しなければならない。

一　経営成績及び財政状態について、真実な内容を表示すること。

二　全ての取引について、正規の簿記の原則に従い、正確な会計帳簿を作成すること。

三　経営及び財政の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。

四　会計方針を毎期継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

五　その他一般に公正妥当と認められる会計の原則に従うこと。

（財務諸表の様式）

**第五条**　会社は、別表第一の様式により貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及びキャッシュ・フロー計算書を、別表第二の様式により連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表及び連結キャッシュ・フロー計算書をそれぞれ作成しなければならない。

（保険代位債権等）

**第六条**　会社は、次に掲げる金銭債権を保険代位債権等として計上することができる。

一　法第四十二条の規定により取得した権利のうち、次に掲げるもの

イ　非常事故代位債権

ロ　信用事故代位債権

二　非常事故代位見込債権

三　信用事故代位見込債権

四　譲受債権

**附　則**

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

**別表第一**（第4条関係）

第1号様式

年度（　年　月　日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 現金及び預貯金 | | 保険契約準備金 | |
| 現金 | | 支払備金 | |
| 預貯金 | | 責任準備金 | |
| 買入金銭債権 | | 未経過保険料 | |
| 金銭の信託 | | 異常危険準備金 | |
| 有価証券 | | 短期社債 | |
| 国債 | | 社債 | |
| 地方債 | | その他負債 | |
| 社債 | | 共同保険借 | |
| 株式 | | 再保険借 | |
| 外国証券 | | 外国再保険借 | |
| その他の証券 | | 借入金 | |
| 保険代位債権等 | | 未払法人税等 | |
| 有形固定資産 | | 預り金 | |
| 土地 | | 前受収益 | |
| 建物 | | 未払金 | |
| リース資産 | | 仮受金 | |
| 建設仮勘定 | | リース債務 | |
| その他の有形固定資産 | | 資産除去債務 | |
| 無形固定資産 | | その他の負債 | |
| ソフトウェア | | 退職給付引当金 | |
| リース資産 | | 役員退職慰労引当金 | |
| その他の無形固定資産 | | 繰延税金負債 | |
| その他資産 | | 負債の部　合計 | |
| 未収保険料 | | （純資産の部） | |
| 共同保険貸 | | 資本金 | |
| 再保険貸 | | 新株式申込証拠金 | |
| 外国再保険貸 | | 資本剰余金 | |
| 未収金 | | 資本準備金 | |
| 未収収益 | | その他資本剰余金 | |
| 預託金 | | 利益剰余金 | |
| 仮払金 | | 利益準備金 | |
| その他の資産 | | その他利益剰余金 | |
| 前払年金費用 | | ○○積立金 | |
| 繰延税金資産 | | 繰越利益剰余金 | |
| 貸倒引当金 | △ | 株主資本合計 | |